

静岡県 の 給与 ・ 定員 管理 等 について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

| 区 分 | 住民基本台帳人口 (21年度末) | 歳 出 額 A | 実質収支 | 人 件 費 B | 人件費率 B / A | (参考) 20年度の 人件費率 |
|------|---------------------|---------------------|-----------------|-------------------|---------------|-----------------------|
| 21年度 | 人 3,769,685 | 千円 1,172,324,469 | 千円 6,602,002 | 千円 383,082,157 | % 32.7 | % 35.3 |

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A | (参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 |
|------|-------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|------------------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| 21年度 | 人 37,797 | 千円 175,886,305 | 千円 37,213,653 | 千円 65,901,799 | 千円 279,001,757 | 千円 7,382 | 千円 7,252 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

(注) 2 職員数は、平成 21 年 4 月 1 日現在の人数である（臨時講師を除く。）。

(注) 3 給与費計には臨時講師分が含まれている。

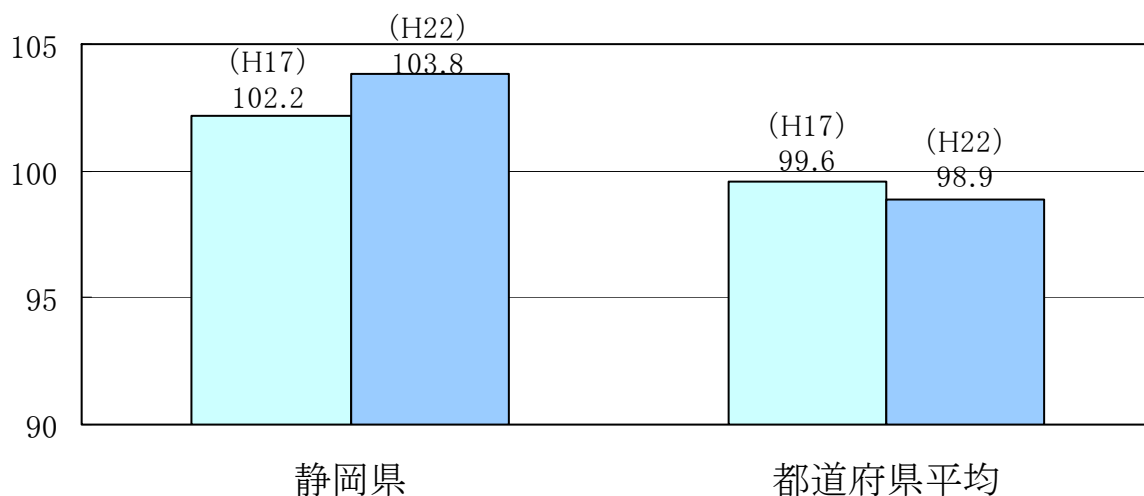
| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|------|-------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 21年度 | 人 39,740 | 千円 175,886,305 | 千円 37,213,653 | 千円 65,901,799 | 千円 279,001,757 | 千円 7,021 |

(注) この表は、(2)の給与費計には臨時講師分が含まれており、職員数には臨時講師分は含まれていないため、平成 21 年 4 月 1 日現在の臨時講師の人数 1,943 人を含んで算出したものである。

(3) 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を、学歴経験年数別にラスパイレス方式により対応させて比較し算出したもので、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数

(平成22年4月1日現在)

102.4

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」は、地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。

(5) 給与改定の状況

①月例給

| 区分 | 人事委員会の勧告 | | | | 給与改定率 | (参考) 国の改定率 |
|------|-----------|------------|--------------------|-------------|-------|---------------|
| | 民間給与 A | 公務員給与 B | 較差 A - B | 勧告 (改定率) | | |
| | 円 | 円 | 円 | % | % | % |
| 22年度 | 395,128 | 392,763 | ▲2,365 (▲0.60%) | ▲0.60 | ▲0.60 | ▲0.19 |

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

| 区分 | 人事委員会の勧告 | | | | 年間支給月数 | (参考) 国の年間 支給月数 |
|------|---------------|----------------|-------------|--------------|--------|----------------------|
| | 民間の支給 割合 A | 公務員の 支給月数 B | 較差 A - B | 勧告 (改定月数) | | |
| | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 22年度 | 3.97 | 4.15 | ▲0.18 | ▲0.2 | 3.95 | 3.95 |

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (平成22年4月1日現在)

(単位：円)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1号給の 給料月額 | 135,600 | 185,800 | 222,900 | 261,900 | 289,200 | 320,600 | 366,200 | 413,700 | 467,500 | 532,800 |
| 最高号給の 給料月額 | 243,700 | 309,400 | 356,600 | 395,500 | 408,200 | 430,300 | 459,100 | 481,300 | 541,200 | 573,800 |

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

① 一般行政職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|--------|-------|----------|----------|------------------|
| 静岡県 | 42.8歳 | 350,573円 | 443,955円 | 386,226円 |
| 国 | 41.9歳 | 325,579円 | — | 395,666円 |
| 都道府県平均 | 43.7歳 | 339,950円 | 424,247円 | 381,330円 |

② 技能労務職

| 区分 | 公務員 | | | | | 民間 | | | 参考 A/B |
|------------|-------|--------|----------|---------------|------------------|-----------------|-------|---------------|-----------|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (A) | 平均給与月額 (国ベース) | 対応する民間 の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 (B) | |
| 静岡県 | 51.8歳 | 314人 | 342,730円 | 388,415円 | 367,516円 | — | — | — | — |
| うち用務員 | 52.8歳 | 179人 | 331,574円 | 363,349円 | 353,999円 | 用務員 | 58.4歳 | 526,424円 | 0.69 |
| うち運転手 | 51.8歳 | 34人 | 355,848円 | 431,208円 | 388,164円 | 自家用乗用自動車運転手 | 52.5歳 | 316,262円 | 1.36 |
| うち守衛 | 45.4歳 | 4人 | 339,763円 | 425,300円 | 390,813円 | 守衛 | 56.5歳 | 339,742円 | 1.25 |
| うちその他技能労務職 | 50.3歳 | 97人 | 358,842円 | 418,152円 | 384,263円 | — | — | — | — |
| 国 | 49.3歳 | 3,955人 | 284,514円 | — | 322,291円 | — | — | — | — |
| 都道府県平均 | 49.3歳 | 416人 | 331,561円 | 387,402円 | 364,759円 | — | — | — | — |

※民間データは、静岡県人事委員会が行った「平成22年職種別民間給与実態調査」において公表されているデータを使用している。

※職種別民間給与実態調査における調査対象従業員は、常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者を除いている。

【参考】

| 区分 | 民間 | | | 参考 A/C | 参考 | | |
|------------|-----------------|-------|---------------|------------|---------------|------------|------|
| | 対応する民間 の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 (C) | | 年収ベース（試算値）の比較 | | |
| | | | | 公務員 (D) | 民間 (E) | D/E | |
| 静岡県 | — | — | — | — | — | — | — |
| うち用務員 | 用務員 | 53.8歳 | 213,600円 | 1.70 | 5,773,575円 | 3,008,200円 | 1.92 |
| うち運転手 | 自家用乗用自動車運転手 | 56.7歳 | 204,300円 | 2.11 | 6,788,181円 | 2,791,400円 | 2.43 |
| うち守衛 | 守衛 | 58.3歳 | 274,700円 | 1.55 | 6,630,557円 | 4,171,900円 | 1.59 |
| うちその他技能労務職 | — | — | — | — | 6,606,903円 | — | — |

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成18年～20年の3ヶ年平均）

※賃金構造基本統計調査における労働者とは、労働基準法第9条にいう労働者をいい、臨時労働者（常用労働者に該当しない日々又は1か月以内の期間を定めて雇われる労働者のうち、4月又は5月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下の労働者）が含まれている。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（D）」及び「民間（E）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|--------|-------|----------|----------|
| 静岡県 | 44.1歳 | 402,229円 | 467,025円 |
| 都道府県平均 | 44.8歳 | 386,923円 | 450,762円 |

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|--------|-------|----------|----------|
| 静岡県 | 44.2歳 | 393,262円 | 444,360円 |
| 都道府県平均 | 44.0歳 | 373,665円 | 430,570円 |

⑤ 警察職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|--------|-------|----------|----------|------------------|
| 静岡県 | 39.3歳 | 338,426円 | 452,995円 | 371,977円 |
| 国 | 41.3歳 | 318,139円 | — | 369,610円 |
| 都道府県平均 | 39.7歳 | 325,926円 | 469,083円 | 371,475円 |

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

| 区 分 | | 静岡県 | 国 |
|----------|-----|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 178,800円 | 172,200円 |
| | 高校卒 | 144,500円 | 140,100円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 141,900円 | — |
| | 中学卒 | 129,200円 | — |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 199,700円 | — |
| | 高校卒 | 154,900円 | — |
| 小・中学校教育職 | 大学卒 | 199,700円 | — |
| | 高校卒 | 154,900円 | — |
| 警察職 | 大学卒 | 207,300円 | 200,000円 |
| | 高校卒 | 172,000円 | 158,100円 |

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

| 区 分 | | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 |
|----------|-----|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 274,970円 | 331,561円 | 378,413円 |
| | 高校卒 | 228,203円 | 277,870円 | 334,859円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | — | — | — |
| | 中学卒 | — | 253,113円 | 281,069円 |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 324,170円 | 387,037円 | 420,573円 |
| | 高校卒 | — | 279,568円 | 315,071円 |
| 小・中学校教育職 | 大学卒 | 318,805円 | 368,936円 | 408,357円 |
| | 高校卒 | — | — | — |
| 警察職 | 大学卒 | 285,786円 | 345,497円 | 391,667円 |
| | 高校卒 | 255,555円 | 299,531円 | 363,766円 |

(注) 技能労務職・中学卒の経験年数15年の数値は、該当者が3人以下のため、経験年数17年の数値を記載している。

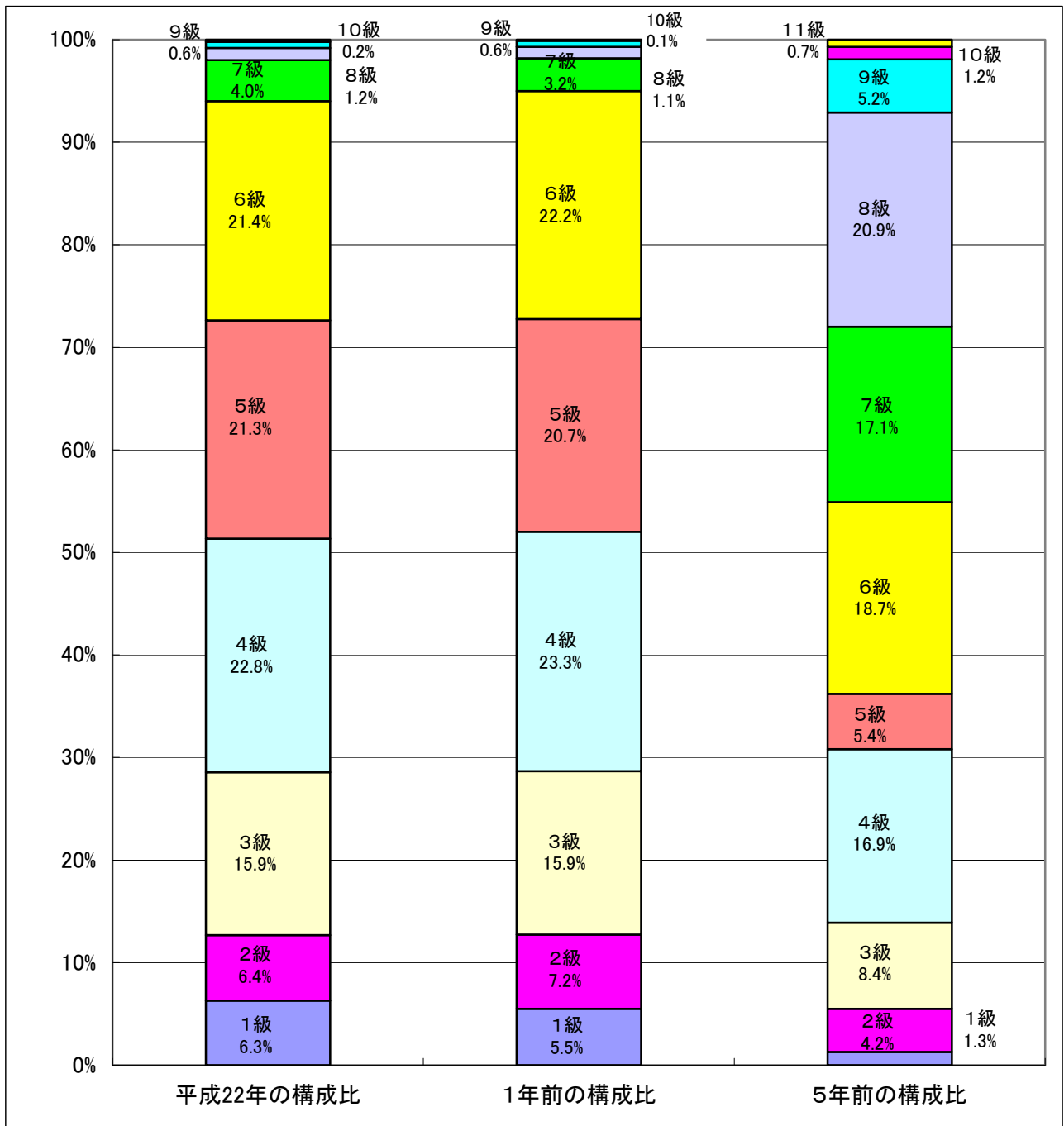
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|------|---------------------------|---------|--------|
| 10 級 | 特に困難な業務を処理する本庁の部長 | 11 人 | 0.2 % |
| 9 級 | 本庁の部長 | 37 人 | 0.6 % |
| 8 級 | 本庁の局長 | 78 人 | 1.2 % |
| 7 級 | 本庁の課長 | 261 人 | 4.0 % |
| 6 級 | 本庁の参事 本庁の課長代理 | 1,412 人 | 21.4 % |
| 5 級 | 本庁の班長、主幹 | 1,408 人 | 21.3 % |
| 4 級 | 本庁の副班長、主査 | 1,508 人 | 22.8 % |
| 3 級 | 本庁の主任 | 1,053 人 | 15.9 % |
| 2 級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師 | 420 人 | 6.4 % |
| 1 級 | 定型的な業務を行う主事、技師 | 419 人 | 6.3 % |

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 11 級制から 10 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合し、新たな職務の級として 10 級を新設)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

知事部局等職員の昇給を平成 22 年 1 月 1 日付けで次のとおり実施した。

ア 特定職員

| 区 分 | 上 位 | 標 準 | 下 位 |
|-------|--------|-------|--------|
| 昇給号給数 | 4 号給以上 | 3 号給 | 2 号給以下 |
| 人員分布率 | 40.6% | 59.0% | 0.3% |

イ 一般職員（特定職員以外の職員）

| 区 分 | 上 位 | 標 準 | 下 位 |
|-------|--------|-------|--------|
| 昇給号給数 | 5 号給以上 | 4 号給 | 2 号給以下 |
| 人員分布率 | 14.0% | 81.0% | 5.1% |

※特定職員とは、行政職給料表の 7 級以上の職員（に相当する職員を含む。）で、かつ管理職手当の支給対象となる職員をいう。

※昇給号給数は、55 歳超の昇給抑制者以外の場合の号給数

※下位区分については、勤務した期間が短いことにより適用された者を含む。

※人員分布率の合計が 100%にならないのは端数処理によるものである。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 静 岡 県 | 国 |
|--|--|
| 1 人当たり平均支給額（21年度） 1,640 千円 | — |
| (21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.7) 月分 | (21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.7) 月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25% |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

知事部局等においては、特定幹部職員（課長級以上の管理職）を対象として、職務に関連した具体的な行動例を評価例文とした勤務成績評価を 6 月、12 月の年 2 回行い、勤勉手当の成績率に反映している。

また、特定幹部職員以外の職員については、職務に関して高く評価できる成果をあげた職員等を上位区分に適用すること等により、勤勉手当の成績率を区分している。

平成 22 年 6 月支給の勤勉手当の実績は次のとおりである。

ア 特定幹部職員

| 区 分 | 上 位 | 標 準 | 下 位 |
|-------|-----------------|--------|-----------|
| 成績率 | 113/100～100/100 | 87/100 | 87/100 未満 |
| 人員分布率 | 31.8% | 68.2% | 0.0% |

(注) 人員分布率は再任用職員を除いた割合である。

イ 特定幹部職員以外の職員

| 区分 | 上位 | 標準 | 下位 |
|-------|--------|--------|-----------|
| 成績率 | 77/100 | 67/100 | 67/100 未満 |
| 人員分布率 | 27.0% | 72.7% | 0.3% |

(注) 人員分布率は再任用職員を除いた割合である。

(2) 退職手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 静岡県 | | | 国 | | |
|------------------------|---------|---------|------------------------|---------|---------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 23.5月分 | 30.55月分 | 勤続20年 | 23.5月分 | 30.55月分 |
| 勤続25年 | 33.5月分 | 41.34月分 | 勤続25年 | 33.5月分 | 41.34月分 |
| 勤続35年 | 47.5月分 | 59.28月分 | 勤続35年 | 47.5月分 | 59.28月分 |
| 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 | 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) | | | 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) | | |
| (退職時特別昇給 無) | | | | | |
| 1人当たり平均支給額 4,336千円 | | | 28,141千円 | | |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 支給実績 (21年度決算) | | 6,756,913千円 | |
|--------------------------|---------|-------------|------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算) | | 167,600円 | |
| 支給対象地域 | 支給対象職員数 | 支給率 | 国の制度 (支給率) |
| 静岡市 | 10,023人 | 3% | 6% |
| 静岡市(旧由比町) | 53人 | 3% | 0% |
| 浜松市 | 6,765人 | 3% | 3% |
| 沼津市 | 2,417人 | 3% | 6% |
| 熱海市 | 412人 | 3% | 0% |
| 三島市 | 829人 | 3% | 3% |
| 富士宮市 | 1,030人 | 3% | 3% |
| 富士宮市(旧芝川町) | 72人 | 3% | 0% |
| 伊東市 | 514人 | 3% | 0% |
| 島田市 | 970人 | 3% | 0% |
| 富士市 | 2,048人 | 3% | 3% |
| 富士市(旧富士川町) | 86人 | 3% | 0% |
| 磐田市 | 1,807人 | 3% | 3% |
| 焼津市 | 873人 | 3% | 3% |
| 焼津市(旧大井川町) | 170人 | 3% | 0% |
| 掛川市 | 1,109人 | 3% | 3% |
| 藤枝市 | 1,696人 | 3% | 0% |
| 御殿場市 | 754人 | 3% | 6% |
| 袋井市 | 761人 | 3% | 3% |
| 下田市 | 537人 | 3% | 0% |
| 裾野市 | 350人 | 3% | 10% |
| 湖西市 | 544人 | 3% | 0% |

| | | | |
|----------------------------|------|------|------|
| 伊豆市 | 354人 | 3% | 0% |
| 御前崎市 | 263人 | 3% | 0% |
| 菊川市 | 440人 | 3% | 0% |
| 伊豆の国市 | 577人 | 3% | 0% |
| 牧之原市 | 462人 | 3% | 0% |
| 東伊豆町 | 124人 | 3% | 0% |
| 河津町 | 71人 | 3% | 0% |
| 南伊豆町 | 72人 | 3% | 0% |
| 松崎町 | 114人 | 3% | 0% |
| 西伊豆町 | 68人 | 3% | 0% |
| 函南町 | 247人 | 3% | 0% |
| 清水町 | 234人 | 3% | 0% |
| 長泉町 | 189人 | 3% | 0% |
| 小山町 | 186人 | 3% | 0% |
| 吉田町 | 184人 | 3% | 0% |
| 川根本町 | 102人 | 3% | 0% |
| 森町 | 229人 | 3% | 0% |
| 埼玉県さいたま市 | 4人 | 12% | 12% |
| 東京都特別区 | 39人 | 18% | 18% |
| 東京都府中市 | 2人 | 12% | 12% |
| 東京都小平市 | 3人 | 12% | 12% |
| 神奈川県川崎市 | 3人 | 12% | 12% |
| 愛知県名古屋市 | 2人 | 12% | 12% |
| 愛知県豊田市 | 1人 | 12% | 12% |
| 大阪府大阪市 | 3人 | 15% | 15% |
| 山梨県甲府市 | 1人 | 6% | 6% |
| 医療職給料表(1) の適用を受ける 職員 | 35人 | 15% | 15% |
| 平均支給率 | | 3.0% | 3.4% |

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

| 支給実績（21年度決算） | | 2,043,739千円 | |
|-------------------------|---|--|--|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算） | | 82,400円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度） | | 43.7% | |
| 手当の種類（手当数） | | 42 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 税務手当 | 本庁又は財務事務所に勤務する職員 | 県税の賦課又は徴収に関する業務 | 本庁勤務職員は日額650円 財務事務所勤務職員は月額6,500円～13,600円 |
| | | 県税に関する滞納処分又は犯則事件の取締り | 日額310円 |
| 航空手当 | 回転翼航空機に搭乗し、右の業務に従事した職員 | 捜索救難の業務 | 1時間につき1,900円 |
| | | 災害発生状況等の調査の業務 | （低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等 |
| | | 上記の業務に係る教育訓練の業務 | 30%加算） （飛行中降下430円～870円加算） |
| 社会福祉業務手当 | 健康福祉センターその他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員 | 社会福祉に関する指導、保護等の業務 | 人事委員会規則で定める職員は月額4,100円～9,400円 その他の職員は日額310円 |
| 臨床等業務手当 | 本庁、保健所、こども家庭相談センターに勤務する医師、歯科医師、診療放射線技師、診療エックス線技師である職員 | 診療、検診又は保健指導の業務 | こども家庭相談センターの医師は月額34,000円～46,000円 その他の職員は日額310円～2,190円 |
| 防疫等作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の予防救治又は感染症の病原体に汚染された物件若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務 | 日額350円 |
| | 家畜保健衛生所に勤務する職員 | 家畜の伝染病の防疫の作業、身体に有害なガスの発生を伴う作業、特に危険性を有する薬品等を取り扱う作業又は家畜の病理菌を取り扱う業務 | 月額11,000円 |

| | | | |
|-----------|-----------------------------------|---|---|
| | 家畜保健衛生所に勤務する職員以外の職員が右の業務に従事した職員 | 家畜の伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病菌を有し、又は有する疑いのある家畜に対する防疫の業務 | 日額310円～350円 |
| 放射線作業手当 | 右の業務に従事した職員 | エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務 | 日額360円 |
| 有害薬品等取扱手当 | 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員 | 身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務 | 衛生検査の業務に専ら従事する職員で、人事委員会規則で定めるものは月額6,700円 その他の職員は日額310円 |
| 精神保健業務手当 | 本庁又は保健所に勤務する職員 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項若しくは第2項の規定に基づく診察若しくは調査、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条第1項の規定に基づき精神障害者を入院させるための護送又は同法第47条第1項の規定に基づく精神障害者の訪問指導の業務 | 日額310円 |
| | 精神保健福祉センターに勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員 | 精神障害者に接して精神保健に関する相談、指導等の業務 | 月額8,300円 |
| 動物管理等作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 狂犬病予防法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項に規定する作業、抑留犬の管理に関する作業、捕獲犬若しくは処分犬の輸送の作業又は動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項に規定する犬の引取りに関する業務 | 日額450円 |

| | | | |
|------------------|---|---|----------------------------|
| | | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等に関する作業で人事委員会規則で定める業務 | |
| | 動物管理指導センターに勤務する職員 | 動物の収容、管理又は処分に関する業務 | |
| 廃棄物処理施設等立入検査業務手当 | 本庁又は健康福祉センターに勤務する職員 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項又は静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第31条第1項に規定する立入検査の業務（市町村等公共団体の管理するごみ処理施設への立入検査を除く。） | 日額360円 |
| 職業訓練等手当 | 職業能力開発施設に勤務し、実習を伴う職業訓練の科目を担当する職員 | 職業訓練の業務 | 1月につき給料月額に10/100を乗じて得た額 |
| | 農林大学校又は漁業高等学校に勤務し、農業若しくは漁業に関する実習教育を担当する職員 | 実習教育の業務 | |
| | 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員 | 講師の業務 | 1時間につき200円（上限1月につき18,000円） |
| 家畜交配作業手当 | 畜産技術研究所に勤務する職員 | 種雄牛豚の自然交配若しくは精液の採取又はこれらの作業の準備のために種雄牛豚を御する業務 | 日額310円 |
| | | 人工授精又は受精卵移植をするために放牧してある牛の取押え業務 | |
| 異常圧力内作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 潜水器具を着用して行う潜水の業務 | 1時間につき540円～1,500円 |
| | | 上記の業務を補助する業務 | 日額310円 |
| | | 圧搾空気内で行う監督、測量等の業務 | 1時間につき420円 |
| 高所作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う監督、測量等の業務 | 日額310円～360円 |

| | | | |
|-------------|-----------------------------|---|-----------------|
| 坑内作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 掘削中のトンネルの坑内又は掘削中のたて坑で人事委員会規則で定めるものの坑内で行う監督、測量等の業務（圧搾空気内で行う監督、測量等の業務は除く。） | 日額450円 |
| 爆発物処理事業手当 | 右の業務に従事した職員 | 火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の業務 | 日額750円 |
| 道路上作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 車両の通行を遮断することなく道路上で行う道路工事に係る監督、検査、調査又は測量の業務 | 日額310円 |
| 応急防災等作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 人事委員会規則で定める作業環境を劣悪にする異常な気象状態の下で道路交通の安全の確保のために行う道路の巡視その他人事委員会規則で定める業務 | 日額710円 |
| | | 災害対策基本法第23条第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所で人事委員会規則で定める期間内に災害状況の調査又は巡回監視の業務 | |
| 用地交渉等手当 | 人事委員会規則で定める機関に勤務する職員 | 現地において公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務 | 日額1,000円～1,500円 |
| 夜間定時制課程勤務手当 | 高等学校における夜間の定時制課程の勤務を本務とする職員 | 教育委員会が別に定める時間以上当該定時制課程に係る業務に従事したとき | 月額4,800円 |

| | | | |
|-----------|--|---|---|
| 多学年学級担当手当 | 小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員（給料の調整額表の適用を受ける職員及び管理職手当の支給の適用を受ける職員は除く。） | 教育委員会が別に定める時間数以上の当該学級における授業又は指導の業務 | 日額290円又は350円 |
| 兼務手当 | 昼間授業又はその補助を本務とする教育職員若しくは夜間授業又はその補助を本務とする教育職員 | 昼夜の異なる課程の授業の業務 | 1時間につき2,000円 |
| | 本務として勤務する学校において教育委員会が別に定める授業時間数以上の授業を担当する教育職員 | 他の学校における授業の業務 | |
| 特殊業務手当 | 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員のうち、高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級である教育職員 | 学校管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 | 日額6,400円（4時間以上7時間45分未満3,200円） ※被害が特に甚大な場合は日額12,800円（4時間以上7時間45分未満6,400円） |
| | | 学校管理下において行う児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 | 日額6,000円 （4時間以上7時間45分未満3,000円） |
| | | 学校管理下において行う児童又は生徒に対する緊急の補導業務 | 日額6,000円 （4時間以上7時間45分未満3,000円、2時間以上4時間未満1,500円） |
| | | 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務 | 日額3,400円 （4時間以上7時間45分未満1,700円） |
| | | 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務 | 日額3,400円 （4時間以上7時間45分未満2,400円） |
| | | 学校管理下において行われる児童又は生徒に対する部活動指導業務 | 日額3,200円 （4時間以上7時間45分未満2,400円） |
| | | 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務 | 日額900円 （4時間以上7時間45分未満450円） |

| | | | |
|------------|---|---|---|
| 教育業務連絡指導手当 | 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち規則で定める主任等である教育職員 | 教務主任、学年主任、生徒指導主事等の業務 | 日額200円 |
| 警備艇運転整備手当 | 右の業務に従事した職員 | 警備艇の運転及び整備作業 | 日額200円 |
| 看守護送手当 | 警部補以下の階級にある警察官 | 留置施設における看守の業務又は被疑者その他拘禁されている者の護送 | 日額310円 |
| 死体処理手当 | 職員（警察官以外の職員にあつては、鑑識作業に従事する者に限る。） | 死因鑑定のために行う死体解剖の立会い作業、死体解剖の補助作業又は死体の検視、見分等の作業 | 1体につき1,600円～3,200円 |
| 鑑識作業手当 | 職員（警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。） | 指掌紋、手口、写真又は足跡について専門的知識を利用する犯罪鑑識作業 | 日額310円（犯罪現場において作業する場合560円） |
| | | 文書、理化学、法医学又は銃器弾薬類について科学的専門知識を利用する犯罪鑑識作業 | 日額560円 |
| 航空手当 | 右の業務に従事した職員 | 回転翼航空機を操縦し、又は航空機に搭乗して犯罪捜査、交通規制、捜索救難等若しくは整備の業務 | 1時間につき1,900円～5,100円 （低空飛行海上捜索、ホバリングつり上げ救助等30%加算） （飛行中降下430円～870円加算） |
| | | 航空機に搭乗しての犯罪捜査等の教育訓練の業務 | |
| | 航空整備士 | 航空機の整備作業 | 日額1,060円 |
| 山岳遭難者救助等手当 | 山岳遭難救助隊員に指定された職員 | 山岳遭難者の救助作業、救助訓練又は山岳の巡視作業 | 日額840円～1,680円 |
| 潜水手当 | 右の業務に従事した職員 | 潜水器具を着用して行う潜水作業 | 1時間につき540円～1,500円 |
| 交通事故実況見分手当 | 警察官 | 高速自動車国道における交通事故の実況見分又は一般国道1号等の道路における夜間の交通事故の実況見分の作業 | 1件につき450円 |
| 運転免許技能試験手当 | 運転免許技能試験官 | 道路上において行う自動車運転免許技能試験の業務 | 日額240円 |

| | | | |
|------------|--------------------------------|---|------------------|
| 爆発物処理作業等手当 | 爆発物処理班員に指定された職員 | 爆発物(爆発物である疑いがある物件を含む)の処理の作業 | 1件につき5,200円 |
| | 右の業務に従事した職員 | 特殊危険物質又は特殊危険物質である疑いがある物質の処理作業 | 日額4,600円 |
| | | 特殊危険物質被害危険区域内における作業 | 日額250円 |
| | | 特殊危険物質製造過程の解明等実験で特殊危険物質発生のおそれがあるもの | 日額460円 |
| 私服作業等手当 | 私服員(警部以下の階級にある警察官に限る。) | 犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の業務 | 日額560円 |
| | | 天皇、皇族等の身辺の護衛の作業 | 日額640円～1,150円 |
| | | 国外における犯罪の捜査に関する情報収集の作業 | 日額1,100円 |
| | 少年警察補導員 | 少年の非行防止のための街頭補導、少年相談等の業務 | 日額240円 |
| 警ら手当 | 警部以下の階級にある警察官 | 警ら用自動車に乗務して行う広域的な警ら業務 | 日額560円 |
| | 警部補以下の階級にある警察官 | 警ら用自動車に乗務して行う警ら業務 | 日額420円 |
| | | 警ら業務 | 日額340円 |
| 交通整理取締手当 | 警部以下の階級にある警察官 | 交通整理取締用の自動二輪車又は自動車に乗務して行う広域的な交通整理取締り業務 | 日額560円 |
| | 警部以下の警察官 | 交通整理取締り業務 | 日額340円 |
| | 交通巡視員 | | 日額290円 |
| 夜間特殊業務手当 | 職員(警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。) | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務 | 1回につき410円～1,100円 |
| 呼出手当 | 職員(警察官にあつては、警部以下の階級にある警察官に限る。) | 正規の勤務時間外における呼出命令により、夜間において緊急に行う犯罪の予防若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通取締り、犯罪鑑識又は爆発物の処理の作業 | 1回につき1,240円 |

| | | | |
|-----------|---------------|--|---------------|
| 災害応急作業等手当 | 右の業務に従事した職員 | 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識作業又はこれらに相当する作業 | 日額840円～1,680円 |
| 核物質輸送警備手当 | 警部以下の階級にある警察官 | 核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う核物質の輸送の警備の業務 | 日額640円 |
| 銃器犯罪捜査手当 | 警察官 | 防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器又は銃器と思われるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業 | 日額1,640円 |
| | | 防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業 | 日額1,100円 |
| | | 防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う上記の2つの作業に付随して行われる固定配置の作業 | 日額820円～1,100円 |
| | | 防弾装備を着装し、小型武器を携帯して行う銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業 | 日額820円 |

(5) 時間外勤務手当

| | |
|-----------------------|-------------|
| 支給実績（21年度決算） | 6,697,194千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（21年度決算） | 177千円 |
| 支給実績（20年度決算） | 7,664,214千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（20年度決算） | 194千円 |

(6) その他の手当(平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (21年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算) |
|------|---|----------|---|------------------|---------------------------------|
| 扶養手当 | <p>扶養親族のある職員に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち 1 人 11,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算 | 同じ | | 4,489,841 千円 | 243,300 円 |
| 住居手当 | <ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間に居住する場合 支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 全額支給限度額 13,000 円 2 分の 1 加算限度額 17,000 円 最高支給限度額 30,000 円 ・持家に居住し世帯主である場合 支給額 4,500 円 ・単身赴任中の留守宅の場合 支給対象者 単身赴任手当を受給している者で留守宅に配偶者が居住している者 借家・借間の場合 借家・借間に居住する場合の 2 分の 1 の額 持家の場合 2,200 円 | 異なる | <ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間に居住する場合 全額支給限度額 11,000 円 2 分の 1 加算限度額 16,000 円 最高支給限度額 27,000 円 ・持家に居住し世帯主である場合 支給なし ・単身赴任中の留守宅の場合 持家の場合 支給なし | 2,966,456 千円 | 133,200 円 |
| 通勤手当 | <p>通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することや自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 か月当たり最高支給限度額 75,000 円 ・交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円) | 異なる | <p>国は最高支給限度額が 55,000 円 自動車等使用者の使用距離の額及び区分が異なる</p> | 4,745,403 千円 | 131,600 円 |

| | | | | | |
|-----------|---|-----|-------------|--------------|-------------|
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当に関する規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額 | 異なる | 一部国と異なる区分あり | 2,140,894 千円 | 733,900 円 |
| 休日勤務手当 | 勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×135/100 | 同じ | | 1,209,832 千円 | 173,400 円 |
| 産業教育手当 | 実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する教育職員に支給する。 月額：給料月額×10/100（定時制通信教育手当の支給を受ける者については、6/100） | | | 315,643 千円 | 452,800 円 |
| 初任給調整手当 | 医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900 円～410,900 円 | 同じ | | 49,888 千円 | 2,771,600 円 |
| 単身赴任手当 | 公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：23,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額 | 同じ | | 130,044 千円 | 279,700 円 |
| 特地勤務手当 | 生活の著しく不便な地に所在する特地公署に勤務する職員に支給する。 月額：（給料の月額＋扶養手当）×4/100～25/100 | 同じ | | 2,991 千円 | 175,900 円 |
| へき地手当 | 山間地、離島その他の地域に所在する小学校等に勤務する職員に支給する。 月額：（給料の月額＋扶養手当）×4/100～25/100 | | | 85,173 千円 | 189,300 円 |
| 定時制通信教育手当 | 定時制の課程又は通信制の課程をおく高等学校の校長及び教員に支給する。 | | | 179,668 千円 | 440,400 円 |

| | | | | | |
|---------------------|--|-----|-------------------------------|-------------|----------|
| | 月額：給料月額×10/100（管理職手当を受ける職員は8/100） | | | | |
| 義務教育等 教員特別手 当 | 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給する。 月額：2,900円～11,700円 | | | 3,116,699千円 | 123,200円 |
| 農林漁業普 及指導手当 | 農林漁業の普及指導等に従事する職員に支給する。 月額：給料月額×8/100 | | | 50,894千円 | 348,600円 |
| 宿日直手当 | 宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1回当たり：4,200円～7,200円 | 同じ | | 825,813千円 | 192,600円 |
| 管理職員特 別勤務手当 | 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1回当たり：3,000円～12,000円 (ただし、6時間を超える場合の勤務にあつては、100分の150を乗じて得た額) | 異なる | 国は、1回当たり6,000円～12,000円 | 45,656千円 | 114,400円 |
| 夜間勤務手 当 | 正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間当たりの支給額：勤務1時間当たりの給与額×25/100 | 同じ | | 555,254千円 | 122,900円 |
| 寒冷地手当 | 寒冷公署に在勤し人事委員会規則で定める地域に居住する職員に支給する。 基準日（10月31日）に11月から翌年3月まで5月分を一括支給する。 支給額：36,800円～89,000円 | 異なる | 国では、11月から翌年3月までの各月の初日に支給している。 | 37千円 | 37,000円 |

6 旅費（平成22年4月1日現在）

| | |
|---------------|-------------|
| 支給実績(21年度決算) | 2,293,664千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 | 57千円 |

(注) 職員1人当たり平均支給年額は、支給実績(21年度決算)から、外部講師等が旅行した場合に支給された旅費額を除き、平成21年4月1日現在の人数(公営企業職員を除き、常勤の特別職職員及び臨時講師を含む。)で除した額である。

(1) 内国旅行（主な支給額・条件）

| 種 類 | 支給額・条件 | |
|------|--|---|
| 鉄道賃 | 運賃 | 乗車に要する運賃 |
| | 急行料金 | 現に負担した急行料金 ただし、次に該当する場合に限る ・特別急行列車を運行する線路による旅行で片道70km以上 ・新幹線で片道70km未満50km以上の区間では、公務上特に緊急な必要がある場合 ・普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上 |
| 航空賃 | 現に支払った旅客運賃 | |
| 車賃 | 実費額 旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行した場合 1km当たり18円 | |
| 宿泊料 | 一夜につき11,800円 | |
| 旅行諸費 | 一日につき県内200円 在勤庁から4km以内の地域は支給しない 県外800円 | |

(2) 外国旅行（主な支給額・条件）

| 種 類 | 支給額・条件 | |
|-----|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 鉄道賃 | 運賃 | 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合 乗車に要する運賃 |
| | 急行料金 | 公務上の必要により別に急行料金を必要とした場合 現に支払った急行料金 |
| 航空賃 | 現に要する旅客運賃 | |
| 車賃 | 実費額 | |
| 宿泊料 | 職員の職位及び旅行地域に応じて、一夜につき10,700円～22,500円 | |
| 日当 | 職員の職位及び旅行地域に応じて、一日につき3,500円～7,200円 | |

7 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

| 区 分 | | 給 料 月 額 等 | | |
|------|-------|---------------------|----------------|--------|
| 給料 | 知 事 | 1,298,000円 | | |
| | 副 知 事 | 1,060,000円 | | |
| 議員報酬 | 議 長 | 1,021,000円 | | |
| | 副 議 長 | 902,000円 | | |
| | 議 員 | 832,000円 | | |
| 期末手当 | 知 事 | (22年度支給割合) | | |
| | | 副 知 事 | 3.1月分 | |
| | 議 長 | (22年度支給割合) | | |
| | | 副 議 長 | 3.1月分 | |
| 議 員 | | 3.1月分 | | |
| 退職手当 | 知 事 | (算定方式) | (1期の手当額) | (支給時期) |
| | 副 知 事 | 129.8万円×在職期間×65/100 | 0円 (4,049.8万円) | 任期毎 |
| | 備 考 | 106万円×在職期間×40/100 | 2,035.2万円 | 任期毎 |

(注)1 知事の現任期（平成21年7月5日～25年7月4日）に係る退職手当は支給されない。（ ）内は支給される場合の金額である。

(注)2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

8 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

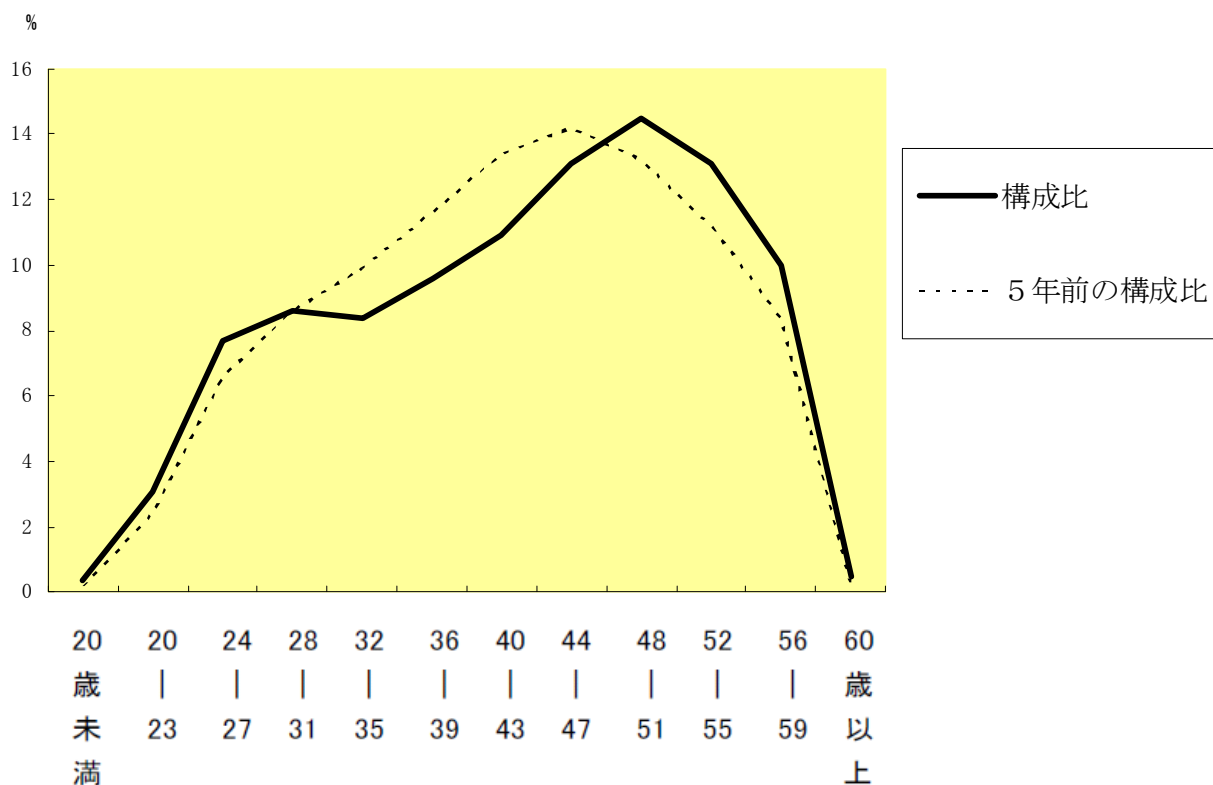
(各年4月1日現在)

| 部 門 | 区 分 | 職 員 数 | | 対 前 年 増 減 数 | 主 な 増 減 理 由 | |
|--------|--------|--------------------|--------------------|----------------|-------------------------|--|
| | | 平成21年 | 平成22年 | | | |
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会 | 41 | 41 | ±0 | <ul style="list-style-type: none"> ・国民文化祭終了など ・介護保険指導業務の集約など ・外郭団体への派遣見直しなど ・緊急雇用対策の実施 ・遠洋漁業練習指導船廃船など ・文化、観光施策の推進など ・太田川ダム建設事務所廃止など |
| | | 総務 | 992 | 955 | ▲37 | |
| | | 税務 | 507 | 507 | ±0 | |
| | | 民生 | 527 | 520 | ▲7 | |
| | | 衛生 | 717 | 712 | ▲5 | |
| | | 労働 | 140 | 141 | +1 | |
| | | 農林水産 | 1,371 | 1,358 | ▲13 | |
| | | 商工 | 297 | 325 | +28 | |
| | | 土木 | 1,218 | 1,156 | ▲62 | |
| | 計 | 5,810 | 5,715 | ▲95 | (参考：人口10万人当たり職員数152人) | |
| | 教育部門 | 25,153 | 25,105 | ▲48 | ・生徒数の減少に伴う教職員の減員など | |
| | 警察部門 | 6,835 | 6,849 | +14 | ・治安対策強化に伴う警察官増員 | |
| | 小 計 | 37,798 | 37,669 | ▲129 | (参考：人口10万人当たり職員数999人) | |
| 公営企業等 | 病院 | 930 | 928 | ▲2 | | |
| | 水道 | 53 | 51 | ▲2 | | |
| | 下水道 | 20 | 20 | ±0 | | |
| | その他 | 128 | 125 | ▲3 | | |
| | 小 計 | 1,131 | 1,124 | ▲7 | | |
| 合 計 | | 38,929 [41,217] | 38,793 [40,765] | ▲136 [▲452] | (参考：人口10万人当たり職員数1,029人) | |

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

(注)2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）



| 区分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|
| 職員数 | 144人 | 1,196人 | 3,006人 | 3,343人 | 3,267人 | 3,731人 | 4,211人 | 5,089人 | 5,620人 | 5,090人 | 3,897人 | 199人 | 38,793人 |

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

| 部門別 \ 年度 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 過去5年間の増減数(率) |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 一般行政 | 6,468 | 6,384 | 6,226 | 6,110 | 6,011 | 5,911 | ▲557(▲86.1%) |
| 教育 | 26,125 | 25,952 | 25,413 | 25,185 | 25,153 | 25,105 | ▲1,020(▲3.9%) |
| 警察 | 6,618 | 6,696 | 6,779 | 6,821 | 6,835 | 6,849 | 231(3.5%) |
| 普通会計計 | 39,211 | 39,032 | 38,418 | 38,116 | 37,999 | 37,865 | ▲1,346(▲3.4%) |
| 病院 | 1,974 | 2,170 | 2,285 | 2,337 | 930 | 928 | ▲1,046(▲53.0%) |
| 公営企業会計計 | 1,974 | 2,170 | 2,285 | 2,337 | 930 | 928 | ▲1,046(▲53.0%) |
| 総合計 | 41,185 | 41,202 | 40,703 | 40,453 | 38,929 | 38,793 | ▲2,392(▲5.8%) |

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

9 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

| 区分 | 総費用 A | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
|------|-----------|---------------|------------|---------------------------|---------------------------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 21年度 | 4,526,297 | 366,118 | 608,071 | 13.4 | 14.4 |

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費B/A | (参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 |
|------|----------|---------|--------|---------|---------|-----------------|------------------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 21年度 | 60 | 268,960 | 62,432 | 104,035 | 435,427 | 7,257 | 6,760 |

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成22年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|------|-------|----------|----------|
| 静岡県 | 46.3歳 | 398,484円 | 597,263円 |
| 団体平均 | 45.0歳 | 363,147円 | 558,202円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 工業用水道事業 | 静岡県（企業局・がんセンター事業を除く） |
|--|--|
| 1人当たり平均支給額（21年度） 1,706千円 | 1人当たり平均支給額（21年度） 1,640千円 |
| (21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 (1.5)月分 勤勉手当 1.40月分 (0.7)月分 | (21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 (1.5)月分 勤勉手当 1.40月分 (0.7)月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25% |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

| 工業用水道事業 | | | 静岡県（企業局・がんセンター事業を除く） | | |
|---------------------------|----------|----------|-------------------------------|----------|----------|
| （支給率） | 自己都合 | 勸奨・定年 | （支給率） | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続 20 年 | 23.5 月分 | 30.55 月分 | 勤続 20 年 | 23.5 月分 | 30.55 月分 |
| 勤続 25 年 | 33.5 月分 | 41.34 月分 | 勤続 25 年 | 33.5 月分 | 41.34 月分 |
| 勤続 35 年 | 47.5 月分 | 59.28 月分 | 勤続 35 年 | 47.5 月分 | 59.28 月分 |
| 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 | 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） | | | 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） | | |
| （退職時特別昇給 無） | | | （退職時特別昇給 無） | | |
| 1人当たり平均支給額 一 千円 12,562 千円 | | | 1人当たり平均支給額 4,400 千円 28,313 千円 | | |

ウ 地域手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

| 支給実績（21年度決算） | | 10,373 千円 | |
|---------------------------|-----|-----------|---------------|
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額（21年度決算） | | 170,000 円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 静岡市 | 3% | 21 人 | 3% |
| 浜松市 | 3% | 6 人 | 3% |
| 三島市 | 3% | 3 人 | 3% |
| 富士市 | 3% | 5 人 | 3% |
| 富士市(旧富士川町) | 3% | 20 人 | 3% |
| 磐田市 | 3% | 6 人 | 3% |

エ 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

| 支給実績（21年度決算） | | 61 千円 | |
|---------------------------|-------------|--|----------------|
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額（21年度決算） | | 4,700 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度） | | 8.3% | |
| 手当の種類（手当数） | | 7 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 高所作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務 | 日額 310 円～360 円 |
| 管路内作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 管路内又はトンネル内において、管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務 | 日額 450 円 |
| 道路上作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務 | 日額 310 円 |
| | | 道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務 | 日額 360 円 |
| 特殊構造物内作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務 | 日額 310 円 |

| | | | |
|----------|---|---|--------------------|
| 有害薬品取扱手当 | 右の業務に従事した職員 | 特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務 | 日額 310 円 |
| 用地交渉等手当 | 事業課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員 | 現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務 | 日額 1,000 円～1,500 円 |
| 災害状況調査手当 | 右の業務に従事した職員 | 災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で、災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務 | 日額 710 円 |

オ 時間外勤務手当

| | |
|-----------------------|----------|
| 支給実績（21年度決算） | 20,622千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（21年度決算） | 350千円 |
| 支給実績（20年度決算） | 22,771千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（20年度決算） | 361千円 |

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績 (21年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算) |
|------|---|--------------|----------------|------------------|---------------------------------|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち 1 人 11,000 円 ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算 | 同じ | | 9,132 千円 | 246,800 円 |

| | | | | | |
|-------------|--|----|--|-----------|-----------|
| 住居手当 | <p>・借家・借間に居住する場合 支給対象者 自ら居住するため借り受け 月額 12,000 円を超える家賃 ・間代を支払っている職員 全額支給限度額 13,000 円 2 分の 1 加算限度額 17,000 円 最高支給限度額 30,000 円</p> <p>・持家に居住し世帯主である場合 支給額 4,500 円</p> <p>・単身赴任中の留守宅の場合 支給対象者 単身赴任手当を受給してい る者で留守宅に配偶者が居 住している者 借家・借間の場合 借家・借間に居住する場合の 2 分の 1 の額 持家の場合 2,200 円</p> | 同じ | | 3,406 千円 | 92,100 円 |
| 通勤手当 | <p>通勤のため交通機関等や自動車 等を使用することを常例とする 職員に支給する。 交通機関等利用者の 1 か月当 たり最高支給限度額 75,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～ 5,800 円) + 加算額 (3 km を超え る 1 km につき 175 円～570 円)</p> | 同じ | | 13,800 千円 | 233,900 円 |
| 管理職手 当 | <p>管理又は監督の地位にある職員 のうち、管理職手当規則で指定す る職を占める職員に対し支給す る。 月額：給料表、職務の級、職の区 分に応じ定める額</p> | 同じ | | 5,017 千円 | 836,200 円 |
| 休日勤務 手当 | <p>勤務時間条例に規定する休日 において定められた正規の勤務時 間中に勤務を命ぜられた職員に 支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時 間当たりの給与額×135/100</p> | 同じ | | 236 千円 | 13,900 円 |
| 初任給調 整手当 | <p>医学、科学技術その他の専門的知 識を必要とし、かつ、採用困難あ るいは採用に特別の事情がある と認められる職員に支給する。 月額：16,900 円～410,900 円</p> | 同じ | | - 千円 | - 円 |

| | | | | | |
|--------------------|--|----|--|-------|---------|
| 単身赴任 手当 | 公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 23,000 円＋交通距離の区分に応じた加算額 | 同じ | | - 千円 | - 円 |
| 夜間勤務 手当 | 正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100 | 同じ | | - 千円 | - 円 |
| 宿日直手 当 | 宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 回当たり：4,200 円～7,200 円 | 同じ | | - 千円 | - 円 |
| 管理職員 特別勤務 手当 | 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1 回当たり：3,000 円～12,000 円 | 同じ | | 21 千円 | 7,000 円 |

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

| 区分 | 総費用 A | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
|------|-----------|---------------|------------|---------------------------|---------------------------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 21年度 | 5,031,522 | 691,089 | 578,416 | 11.5 | 13.2 |

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費B/A | (参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 |
|------|----------|---------------|--------------|---------------|---------------|-----------------|------------------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| 21年度 | 人 57 | 千円 262,814 | 千円 60,810 | 千円 102,908 | 千円 426,532 | 千円 7,483 | 千円 7,413 |

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成22年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|------|-------|----------|----------|
| 静岡県 | 47.1歳 | 404,519円 | 604,108円 |
| 団体平均 | 45.9歳 | 393,335円 | 616,833円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 水道事業 | 静岡県（企業局・がんセンター事業を除く） |
|--|--|
| 1人当たり平均支給額（21年度） 1,774千円 | 1人当たり平均支給額（21年度） 1,640千円 |
| (21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 (1.5)月分 (0.7)月分 | (21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 (1.5)月分 (0.7)月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25% |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

| 水道事業 | 静岡県（企業局・がんセンター事業を除く） |
|--|--|
| (支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無) | (支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無) |
| 1人当たり平均支給額 一千円 9,966千円 | 1人当たり平均支給額 4,400千円 28,313千円 |

ウ 地域手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

| 支給実績（21年度決算） | | 10,297千円 | |
|-------------------------|-----|----------|---------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算） | | 180,600円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 静岡市 | 3% | 9人 | 3% |
| 浜松市 | 3% | 12人 | 3% |
| 三島市 | 3% | 8人 | 3% |
| 富士市（旧富士川町） | 3% | 1人 | 3% |
| 磐田市 | 3% | 22人 | 3% |
| 吉田町 | 3% | 3人 | 3% |

エ 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

| 支給実績（21年度決算） | | 302千円 | |
|-------------------------|---|---|------------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算） | | 12,100円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度） | | 32.2% | |
| 手当の種類（手当数） | | 7 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 高所作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 地上又は水面上 10メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務 | 日額 310円～360円 |
| 管路内作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 管路内又はトンネル内において、管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務 | 日額 450円 |
| 道路上作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務 | 日額 310円 |
| | | 道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務 | 日額 360円 |
| 特殊構造物内作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務 | 日額 310円 |
| 有害薬品取扱手当 | 右の業務に従事した職員 | 特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務 | 日額 310円 |
| 用地交渉等手当 | 事業課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員 | 現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務 | 日額 1,000円～1,500円 |

| | | | |
|----------|-------------|--|----------|
| 災害状況調査手当 | 右の業務に従事した職員 | 災害対策基本法第23条第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務 | 日額 710 円 |
|----------|-------------|--|----------|

オ 時間外勤務手当

| | |
|------------------------|----------|
| 支給実績 (21年度決算) | 12,484千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算) | 208千円 |
| 支給実績 (20年度決算) | 21,196千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算) | 353千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成22年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績 (21年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算) |
|------|--|--------------|----------------|---------------|--------------------------|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算 | 同じ | | 10,514千円 | 269,600円 |
| 住居手当 | ・借家・借間に居住する場合 支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃 ・間代を支払っている職員 全額支給限度額 13,000円 2分の1加算限度額 17,000円 最高支給限度額 30,000円 ・持家に居住し世帯主である場合 支給額 4,500円 ・単身赴任中の留守宅の場合 支給対象者 単身赴任手当を受給している者で留守宅に配偶者が居住している者 借家・借間の場合 | 同じ | | 5,030千円 | 135,900円 |

| | | | | | |
|---------|---|----|--|-----------|-----------|
| | 借家・借間に居住する場合の2分の1の額 持家の場合 2,200 円 | | | | |
| 通勤手当 | 通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の1か月当たり最高支給限度額 75,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円) | 同じ | | 14,538 千円 | 255,100 円 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額 | 同じ | | 7,597 千円 | 949,600 円 |
| 休日勤務手当 | 勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×135/100 | 同じ | | 112 千円 | 14,000 円 |
| 初任給調整手当 | 医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900 円～410,900 円 | 同じ | | - 千円 | - 円 |
| 単身赴任手当 | 公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 23,000 円 + 交通距離の区分に応じた加算額 | 同じ | | 348 千円 | 348,000 円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100 | 同じ | | - 千円 | - 円 |
| 宿日直手当 | 宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 回当たり：4,200 円～7,200 円 | 同じ | | - 千円 | - 円 |

| | | | | | |
|--------------------|--|----|--|-------|---------|
| 管理職員 特別勤務 手当 | 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1 回当たり：3,000 円～12,000 円 | 同じ | | 47 千円 | 9,400 円 |
|--------------------|--|----|--|-------|---------|

(3) 地域振興整備事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

| 区分 | 総費用 A | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
|------|-----------------|------------------|---------------|---------------------------|---------------------------------|
| 21年度 | 千円 3,994,141 | 千円 ▲1,463,671 | 千円 105,795 | % 2.6 | % 65.0 |

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A | (参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 |
|------|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|------------------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| 21年度 | 人 11 | 千円 54,994 | 千円 10,379 | 千円 22,061 | 千円 87,434 | 千円 7,949 | 千円 7,296 |

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成22年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|------|-------|----------|----------|
| 静岡県 | 49.8歳 | 444,340円 | 653,614円 |
| 団体平均 | 46.9歳 | 399,899円 | 606,992円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 地域振興整備事業 | 静岡県（企業局・がんセンター事業を除く） |
|--|--|
| 1人当たり平均支給額（21年度） 2,006千円 | 1人当たり平均支給額（21年度） 1,640千円 |
| （21年度支給割合） 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 （ 1.5）月分 （ 0.7）月分 | （21年度支給割合） 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 （ 1.5）月分 （ 0.7）月分 |
| （加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25% | （加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25% |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

| 地域振興整備事業 | 静岡県（企業局・がんセンター事業を除く） |
|--|---|
| （支給率） 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 無） 1人当たり平均支給額 ー千円 | （支給率） 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 無） 1人当たり平均支給額 4,400千円 28,313千円 |

ウ 地域手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

| | | | |
|-------------------------|-----|----------|---------------|
| 支給実績（21年度決算） | | 2,139千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算） | | 194,500円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 静岡市 | 3% | 6人 | 3% |
| 浜松市 | 3% | 2人 | 3% |
| 磐田市 | 3% | 2人 | 3% |

エ 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

| 支給実績（21年度決算） | | 4千円 | |
|-------------------------|---|---|--------------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算） | | 4,000円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度） | | 9.1% | |
| 手当の種類（手当数） | | 7 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 高所作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での監督、測量等の業務 | 日額 310 円～360 円 |
| 管路内作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 管路内又はトンネル内において、管の接合箇所の検査若しくは管内の監視又はトンネル内の監視の業務 | 日額 450 円 |
| 道路上作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 道路上において、車両の通行を遮断することなく行う工事の監督、検査又は測量の業務 | 日額 310 円 |
| | | 道路上において、導水管等の弁の操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の業務 | 日額 360 円 |
| 特殊構造物内作業手当 | 右の業務に従事した職員 | 浄配水場等において、各槽池等における漏水検査、汚泥堆積状況調査、除じん作業又は排泥作業及び各種機械の点検整備等の業務 | 日額 310 円 |
| 有害薬品取扱手当 | 右の業務に従事した職員 | 特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務 | 日額 310 円 |
| 用地交渉等手当 | 事業課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所に勤務する職員のうち右の業務に従事した職員 | 現地において地域振興整備事業に係る土地若しくは公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務 | 日額 1,000 円～1,500 円 |

| | | | |
|----------|-------------|--|----------|
| 災害状況調査手当 | 右の業務に従事した職員 | 災害対策基本法第23条第1項の規定に基づいて市町村長が災害対策本部を設置した場合において、当該市町村の地域で災害対策本部が設置されている期間中に、重大な災害が発生した危険な箇所又は発生するおそれの著しい危険な箇所において行う災害状況の調査又は巡回監視の業務 | 日額 710 円 |
|----------|-------------|--|----------|

オ 時間外勤務手当

| | |
|-----------------------|---------|
| 支給実績（21年度決算） | 1,508千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（21年度決算） | 137千円 |
| 支給実績（20年度決算） | 1,776千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（20年度決算） | 162千円 |

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（21年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算） |
|------|--|--------------|----------------|--------------|-------------------------|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者がいない場合そのうち1人 11,000 円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 | 同じ | | 2,523千円 | 252,300円 |
| 住居手当 | ・借家・借間に居住する場合 支給対象者 自ら居住するため借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 全額支給限度額13,000円 2分の1加算限度額17,000円 最高支給限度額30,000円 ・持家に居住し世帯主である場合 支給額4,500円 | 同じ | | 636千円 | 79,500円 |

| | | | | | |
|---------|---|----|--|----------|-----------|
| | <p>・単身赴任中の留守宅の場合 支給対象者</p> <p>単身赴任手当を受給している者で留守宅に配偶者が居住している者</p> <p>借家・借間の場合 借家・借間に居住する場合の2分の1の額</p> <p>持家の場合 2,200 円</p> | | | | |
| 通勤手当 | <p>通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。</p> <p>交通機関等利用者の1か月当たり最高支給限度額 75,000 円</p> <p>交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円)</p> | 同じ | | 2,771 千円 | 277,100 円 |
| 管理職手当 | <p>管理又は監督の地位にある職員のうち、管理職手当規則で指定する職を占める職員に対し支給する。</p> <p>月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額</p> | 同じ | | 798 千円 | 798,000 円 |
| 休日勤務手当 | <p>勤務時間条例に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。</p> <p>1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×135/100</p> | 同じ | | - 千円 | - 円 |
| 初任給調整手当 | <p>医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。</p> <p>月額：16,900 円～410,900 円</p> | 同じ | | - 千円 | - 円 |
| 単身赴任手当 | <p>公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。</p> <p>月額：月額 23,000 円 + 交通距離の区分に応じた加算額</p> | 同じ | | - 千円 | - 円 |

| | | | | | |
|------------|---|----|--|------|-----|
| 夜間勤務手当 | <p>正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。</p> <p>1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100</p> | 同じ | | - 千円 | - 円 |
| 宿日直手当 | <p>宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。</p> <p>1 回当たり：4,200 円～7,200 円</p> | 同じ | | - 千円 | - 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | <p>管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。</p> <p>1 回当たり：3,000 円～12,000 円</p> | 同じ | | - 千円 | - 円 |

(4) がんセンター事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

| 区分 | 総費用 A | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
|------|------------|---------------|------------|---------------------------|---------------------------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 21年度 | 23,211,173 | 376,196 | 7,336,678 | 31.6 | 29.4 |

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A | (参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 |
|------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|------------------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 21年度 | 816 | 3,012,608 | 2,014,626 | 1,130,800 | 6,158,034 | 7,547 | 7,339 |

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

(注)2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

空欄としている事項については後日掲載予定

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成22年4月1日現在）

医師

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|------|-------|----------|------------|
| 静岡県 | 42.8歳 | 576,061円 | 1,394,796円 |
| 団体平均 | 43.6歳 | 544,277円 | 1,341,608円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

看護師

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|------|-------|----------|----------|
| 静岡県 | 32.3歳 | 293,505円 | 469,255円 |
| 団体平均 | 37.7歳 | 303,048円 | 487,069円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

事務職員

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|------|-------|----------|----------|
| 静岡県 | 41.3歳 | 367,282円 | 644,045円 |
| 団体平均 | 43.4歳 | 364,931円 | 584,480円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| がんセンター事業 | 静岡県（企業局・がんセンター事業を除く） |
|--|--|
| 1人当たり平均支給額（21年度） 1,346千円 | 1人当たり平均支給額（21年度） 1,640千円 |
| (21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 (1.5)月分 勤勉手当 1.40月分 (0.7)月分 | (21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 (1.5)月分 勤勉手当 1.40月分 (0.7)月分 |

| | |
|--|--|
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25% |
|--|--|

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

| がんセンター事業 | | | 静岡県 (企業局・がんセンター事業を除く) | | |
|------------------------------------|----------|----------|------------------------------------|----------|----------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続 20 年 | 23.5 月分 | 30.55 月分 | 勤続 20 年 | 23.5 月分 | 30.55 月分 |
| 勤続 25 年 | 33.5 月分 | 41.34 月分 | 勤続 25 年 | 33.5 月分 | 41.34 月分 |
| 勤続 35 年 | 47.5 月分 | 59.28 月分 | 勤続 35 年 | 47.5 月分 | 59.28 月分 |
| 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 | 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 |
| その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) | | | その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) | | |
| (退職時特別昇給 無) | | | (退職時特別昇給 無) | | |
| 1人当たり平均支給額 769 千円 1,428 千円 | | | 1人当たり平均支給額 4,400 千円 28,313 千円 | | |

ウ 地域手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 支給実績 (21年度決算) | | 189,855 千円 | |
|----------------------------------|-----|------------|----------------|
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額 (21年度決算) | | 225,200 円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度 (支給率) |
| 長泉町 | 3% | 710 人 | 3% |
| 静岡市 | 3% | 2 人 | 3% |
| がんセンター医療 職給料表(1)の適 用を受ける職員 | 15% | 125 人 | 15% |

エ 特殊勤務手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

| 支給実績 (21年度決算) | | 205,159 千円 | |
|----------------------------|--|---|---|
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額 (21年度決算) | | 309,900 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 (21年度) | | 66.5% | |
| 手当の種類 (手当数) | | 4 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 臨床等業務手当 | 右の業務に従事した職員 (がんセンター医療職給料表(3)の適用を受ける職員を除く。) | 診療、検診その他保健指導又は患者に接する業務 | がんセンター医療職給料表(1)及び(2)の適用を受ける職員並びに医療社会事業担当職員、心理判定員は月額 6,600 円～68,400 円 その他の職員は日額 310 円 |
| 放射線作業手当 | 右の業務に従事した職員 | エックス線の照射及び撮影、有害放射線の照射及び測定又は放射性同位元素を使用する業務 | 日額 360 円 |
| 有害薬品等取扱手当 | 薬剤師、臨床検査技師又は衛生検査技師 | 身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品等を取り扱う業務又は病理細菌を取り扱う業務 | 日額 310 円 |

| | | | |
|---------|-----------------------------------|--|---------------------|
| 夜間看護等手当 | 看護師又は准看護師 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護等の業務 | 1回につき 2,040円～3,400円 |
| | がんセンター医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員 | 正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し管理者が定める特別の事情の下での救急医療等の業務 | 1回につき 1,280円 |

オ 時間外勤務手当

| | |
|-----------------------|-----------|
| 支給実績(21年度決算) | 847,622千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(21年度決算) | 1,026千円 |
| 支給実績(20年度決算) | 670,145千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(20年度決算) | 840千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成22年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績(21年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算) |
|------|---|--------------|----------------|--------------|-------------------------|
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給する。 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合そのうち1人 11,000円 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算 | 同じ | | 55,115千円 | 222,200円 |
| 住居手当 | ・借家・借間に居住する場合 支給対象者 自ら居住するため借り受け月額 12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員 全額支給限度額 13,000円 2分の1加算限度額 17,000円 最高支給限度額 30,000円 ・持家に居住し世帯主である場合 支給額 4,500円 ・単身赴任中の留守宅の場合 支給対象者 単身赴任手当を受給している者で留守宅に配偶者が居 | 同じ | | 92,929千円 | 235,300円 |

| | | | | | |
|---------|---|----|--|------------|-------------|
| | 住している者 借家・借間の場合 借家・借間に居住する場合 の2分の1の額 持家の場合 2,200 円 | | | | |
| 通勤手当 | 通勤のため交通機関等や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。 交通機関等利用者の1か月当たり最高支給限度額 75,000 円 交通用具使用者の算出方法 距離に応じた基準額 (2,000 円～5,800 円) + 加算額 (3 km を超える 1 km につき 175 円～570 円) | 同じ | | 84,584 千円 | 111,600 円 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員のうち、静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程で指定する職を占める職員に対し支給する。 月額：給料表、職務の級、職の区分に応じ定める額 | 同じ | | 22,861 千円 | 1,143,100 円 |
| 休日勤務手当 | 静岡県がんセンター局職員就業規程に規定する休日において定められた正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×135/100 | 同じ | | 59,573 千円 | 103,800 円 |
| 初任給調整手当 | 医学、科学技術その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用困難あるいは採用に特別の事情があると認められる職員に支給する。 月額：16,900 円～410,900 円 | 同じ | | 429,545 千円 | 3,355,800 円 |
| 単身赴任手当 | 公署を異にする異動等に伴い転居し配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。 月額：月額 23,000 円 + 交通距離の区分に応じた加算額 | 同じ | | 2,856 千円 | 357,000 円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後 10 時～翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給する。 1 時間当たりの支給額：勤務 1 時間当たりの給与額×25/100 | 同じ | | 54,525 千円 | 133,300 円 |

| | | | | | |
|------------|--|-----|-------------------------------|-----------|-----------|
| 宿日直手当 | 宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。 1 回当たり：2,000 円～20,000 円 | 異なる | 1回当たり ：4,200 円 ～7,200 円 | 29,963 千円 | 158,500 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する。 1 回当たり：3,000 円～12,000 円 | 同じ | | 1,199 千円 | 74,900 円 |